神奈川レディースオープン 2026

ローカルルールおよび競技の条件

本競技は、R＆AとUSGAが承認したゴルフ規則(2023年１月施行)と本ローカルルールおよび競技の条件を適用する(ローカルルールの全文はゴルフ規則のオフィシャルガイドと、www.jga.org で閲覧できる R&AとUSGA によって四半期ごとに更新される「詳説」を参照)。この規則の適用にあたり、一部に変更もしくは追加のあるときは、委員会からその旨を告知する。競技におけるローカルルールの違反の罰は、別に定められている場合を除き、一般の罰とする。

ローカルルール

１. アウトオブバウンズ（規則18.2）

アウトオブバウンズの境界縁は白杭や白線、または白点で定める (定義「アウトオブバウンズ」参照）。

２.ペナルティーエリア（規則17）

ペナルティーエリアの縁の一部がアウトオブバウンズの境界縁で定められている場合、その縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。

３. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)（規則16）

a. 修理地

(1) 修理地はその区域の縁を白線または青杭で標示する（定義「修理地」参照）。

(2) ペイントした線や点：ローカルルールひな型F-21.1を適用する。

パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージマーキングやパッティンググリーン周りのペイントの線や点は規則16.1に基づく救済が認められる修理地として扱われる。しかし、ペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

(3) 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型F-7を適用し、球がジェネラルエリアにある場合のみ、16.1bに基づいて救済を受けることができる。しかし、張芝の継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

b. 動かせない障害物

(1) 人工物で作られた排水溝は動かせない障害物とみなす。

(2) 動かせない障害物から白線によって繋がれた区域は、一つの異常なコース状態とみなす。

(3) 人工の表面を持つ道路に接している排水溝、縁石、枕木、ゴムマットなどは、その道路の一部とみなす。

(4) 電磁誘導カート用の軌道は全幅をもって人工の表面をもつ道路とみなす。

(5) 障害物に囲まれた造園(花壇や低木の植え込み等)：ローカルルールひな型F-3.3 を適用する。

(6) ウッドチップやそれに類似する物を表面に敷いた通路や歩道。ウッドチップなどの一つ一つはルースインペディメントである。

４.地面にくい込んでいる球

ローカルルールひな型F-2.3を適用し、規則16.3は次の通り修正される：

規則16.3aに基づいて救済が認められる場合に加え、フェアウェイの高さかそれ以下に刈り込まれたジェネラルエリアにある、修復されてない、誰かしらのピッチマークの中に、プレーヤーの球の一部が地面の高さよりも下にあることが分かっている、または事実上確実であるとレフェリーが判断した場合、そのプレーヤーは罰なしの救済を受けることができる。

５.一時的な水の除去

委員会によりスクイージーが配備されている場合、ローカルルールひな型J-2を適用する。ただし、スクイージーは委員会が承認
した者によってのみ行うものとする。
球がパッティンググリーン上にあり、パッティンググリーン上の一時的な水が障害となっている場合、プレーヤーは次のことができる：

・規則16.1dに基づいて罰なしの救済を受ける、または
・プレーヤーのプレーの線にスクイージーをかけてもらう。
・委員会が認めた場合に限り、球がパッティンググリーン近くのコースエリアにあるときにそのパッティンググリーンにスクイージーをかけてもらう。

６. パッティンググリーンに近接する動かせない障害物：

ローカルルールひな型F-5.2を適用する。
球と動かせない障害物の両方がジェネラルエリアのフェアウェイの長さかそれ以下に刈った部分にある場合に限る。

７. パッティンググリーンやフェアウェイの縁の明確化

パッティンググリーンやフェアウェイの縁が不明確な場合は緑点によって定められる。この点はパッティンググリーンやフェアウェイの内側であり、この点からの罰なしの救済を受けることはできない。

８. 不可分な物

a. ペナルティーエリア内にある護岸用の構築物。
b. 樹木に密着させて取り付けられているワイヤやその他の物。ただし、臨時の動かせない障害物を支えるワイヤは除く。

９. 既設の高架送電線：

ローカルルールひな型E-11を次のように修正して適用する。
プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない（規則14.6参照）。再プレーしなかった場合、プレーヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことにはならない。

１０. プレーヤーはルースインペディメントと定義されない動物を球の近くから取り除くことができる：

ローカルルールひな型E-13を適用する。

１１.球が動いたかもしれないことに気づいていなかった場合、プレーヤーは誤所からプレーしたことにはならない

ローカルルールひな型E-14を適用する。

１２. 臨時の動力線とケーブル：

ローカルルールひな型F-22を適用する。

１３. 臨時の動かせない障害物：

ローカルルールひな型F-23を適用する。
臨時の動かせない障害物（以下TIOという）から白線で繋がれた区域はそのTIOの一部とみなす。また、複数のTIOが白線で繋がれているときは、１つのTIOとみなす。

a.ジェネラルエリアにおいて、プレーヤーの球がTIOの中や上にあるか、TIOがプレーヤーの意図するスタンスまたは意図するスイング区域の妨げとなり、救済を受ける場合、規則に基づく救済の処置に加え、ドロップゾーンが設けられているときは、追加の選択肢として、球のあった箇所に最も近いドロップゾーンに元の球か別の球をドロップすることができる。

b.TIOの「両サイド」への救済：ローカルルールひな型F-23e(2)を適用する。

プレーヤーの球がTIOに触れているか、中や上にある。または球とホールを結んだ直線上にTIOがある。またはTIOが直接介在することになる箇所から、ホールから等距離の円弧に沿って計ったときにその球が1クラブレングス以内にある場合、追加の選択肢としてTIOの両サイドのどちらかに救済を受けることができる。ただし、規則16.1の救済には適用されない。

c.ドローン

プレーヤーの球がインバウンズで飛んでいるドローンに当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない(規則14.6参照)。再プレーしなかった場合、プレーヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことにはならない。

１４. クラブと球

a. 適合ドライバーヘッドリスト：

ローカルルールひな型G-1を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰： 失格

b. 溝とパンチマークの仕様：

ローカルルールひな型Ｇ-２を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰： 失格

c. 適合球リスト：

ローカルルールひな型Ｇ-３を適用する。

このローカルルールに違反した球でストロークを行ったことに対する罰： 失格

１５. 移動

ローカルルールひな型G-６を次のように修正して適用する。

ラウンド中、プレーヤーは乗用カートに乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは乗用カートに乗ることができる。キャディーはいつでも乗用カートに乗ることができる。

１６. 練習（規則５）

a.ラウンド前やラウンド間の練習（ストロークプレー）：

ローカルルールひな型Ⅰ-1.2を適用し、規則5.2bは次のように修正される。

プレーヤーは競技コースで練習してはならない。ただし、指定された練習区域や最初のティーイングエリアやその近くでパッティングやチッピングの練習を除く。

このローカルルールの違反の罰は規則5.2を適用する。

b.ホールとホールの間での練習（ストロークプレー）：

ローカルルールひな型Ⅰ-2を適用し、規則5.5bは次のように修正される。

2つのホールのプレーの間でプレーヤーは次のことをしてはならない：

(1) 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、

(2) 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

１７. プレーの中断とプレーの再開（規則5.7）：

ローカルルールひな型 J - 1 が以下のように適用される。

a.即時中断（危険な状況)　　無線連絡による

b.通常の中断（危険でない状況）　　無線連絡による

c.プレーの再開　　無線連絡による

１８. プレーのペース（規則5.6b(3)）

特別な事情がないのに下記定義に該当する場合、その組はアウトオブポジション（その組が進行上の正しい位置から外れた状態）とみなされ、計測の対象となる。

各ストロークに許容される時間は40秒以内とするが、最初にストロークするプレーヤーに対しては50秒以内とする。この時間を超えたときにバッドタイムとなる。

a. 定義

（1）最初の組 (スターターズタイムの組も含む) がアウトオブポジションとみなされるのは、委員会の設定したプレーのペースを超えた場合、または超えていると委員会が判断した場合。

(2) 後続組がアウトオブポジションとみなされるのは、下記の(a)と(b)の両方に該当した場合。

(a) 委員会が設定したプレーのペースを超えている。

(b) 前の組との間隔がスタート時の間隔より遅れている。

注1. 上記の (1)と(2)に該当しない場合でも、委員会はペースアップを求めることができる。

注2. 特別な事情とは、例えば時間を要したルーリング・紛失球・アンプレヤブル・誤球などをいう。

注3. 一人のプレーヤーが著しく遅い時（1打70秒以上）は、定義に該当していなくても各ストロークの所要時間を計測し、罰則を適用することがある。

注４．アウトオブポジションの組は、球の位置および次のティーイングエリアへの移動を急ぐことでプレーのペースを回復する努力をすべきである。

ｂ．罰則 (ストロークプレー）

バッドタイム　1回目　警告

バッドタイム　2回目　1罰打

バッドタイム　3回目　更に2罰打

バッドタイム　4回目　失格

アウトオブポジションになり、計測されたタイムオーバーの回数は、その後、ペースが回復し、遅れを取り戻したとしてもそのラウンド中累積され、持ち越されるものとする。

１９. ストロークプレーのスコアリング

プレーヤーまたはマーカーの証明がないことに対する規則3.3b(2)に基づく罰の修正：ローカルルールひな型 L-1を適用する。

２０. 行動規範 (規則1.2ｂ）

行動規範はラウンド中、すべてのプレーヤーとそのキャディーに適用される。規則1.2「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかなければならない。

<u>行動規範の違反となる行動の例</u>

・コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さない、目土をしないなど）。

・受け入れられない言動をする。クラブ、コースを乱暴に扱う（クラブを投げたり、コースを損傷させる）。

・他のプレーヤー、レフェリー、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。

・いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。

行動規範の違反の罰

行動規範の最初の違反-競技委員会からの警告。

2回目の違反-1罰打。

3回目の違反-2罰打。

4回目の違反や、重大な非行-失格。

上記の行動基準に違反した時点で罰が自動的に適用されるのではなく、罰を適用するかどうかについては競技委員会の裁量に委ねられる。

競技の条件

２１. スタートするとき

規則5.3aの適用を目的として、プレーヤーは自分のラウンドを始めるために使用するティーイングエリアを囲むロープやピングや杭、またはペイントされた区域にいるとき、スタート地点に到着しているものとみなす。

２２. タイの決定方法

タイの決定方法は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

２３. スコアカードの提出

プレーヤーがアテスト係にスコアカードを手渡してから赤テープで区切られた提出エリアを完全に離れた時、スコアカードを委員会に提出したものとみなす。

２４. 競技会の結果が最終となるとき

優勝者にトロフィーが授与されたとき、その競技会の結果は最終となる。

KLO競技委員会　阿蘇紀子
中崎典子
加藤あづみ